

令和 8 年度 苅田町職員採用試験実施要綱 〈行政職・建築技術職〉

第 1 次試験日 令和 8 年8月1日(土)～9月15日(火)

申込受付期間 令和 8 年7月22日(水)～8月21日(金)

1. 試験区分、採用予定人数及び職務の概要

試験区分	採用予定人数	職務の概要(代表的な例)
行政職(大卒程度)	6名程度	町の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
行政職(社会人経験者)		
建築技術職(大卒程度)	1名程度	町の機関に勤務し、建築物に関する設計・施工監理、保守管理、建築指導等の専門的業務等に従事します。

2. 受験資格

次の(1)～(2)の要件を満たす人は、採用試験を受験できます。

(1)下記受験資格に該当する人

試験区分	受験資格
行政職(大卒程度)	平成 8 年4月2日～平成 17 年4月1日の間に生まれた人
行政職(社会人経験者)	平成 4 年4月2日～平成 14 年4月1日の間に生まれた人で、令和 8 年6月末現在において、民間企業等における職務経験(同一事業所に継続して就業した期間)を2年以上有する人 ※「民間企業等における職務経験」については(◆注1)をご覧ください。
建築技術職(大卒程度)	平成 8 年4月2日～平成17 年4月1日の間に生まれた人

◆注1「民間企業等における職務経験」

職務経験には、会社員、公務員、団体職員等として週30時間以上の勤務を、同一事業所に継続して2年以上就業した期間が該当します。ただし、休業期間(育児休業、介護休業等)は、職務経験に含めることはできません。また、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

(2)地方公務員法第16条に掲げる次の欠格事項に該当しない人

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
2. 苅田町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◆その他注意事項

- ・日本国籍を有しない人でも、要件を満たせば受験できます。詳しくは最終ページ「9. 日本国籍を有しない人の採用及び採用後の任用に関すること」を参照してください。
- ・試験申込は1人につき1試験区分とし、複数の区分に重複して申込することや、申込後に試験区分を変更することはできません。
- ・最終合格発表後、受験資格に求める資格要件や職務経験期間の確認のため、各種証明書を提出していただきます。資格要件や職歴等に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- ・業務上、自動車の運転が必要となる場合がありますので、普通自動車免許を取得していることが望ましいです。

3. 試験の日時、試験場及び合格者発表

試験	試験日時	試験場	合格者発表予定日
第1次試験	8月1日(土) ～9月15日(火)	全国のテストセンター (※注)	9月25日(金)
第2次試験	10月18日(日)	苅田町役場庁舎	10月下旬
第3次試験	11月中旬	苅田町役場庁舎	12月上旬

◆テストセンター受験について(※注)

テストセンターの会場は、苅田町ホームページ上もしくはCBTS受験者専用サイト(<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt>)に掲載しています。

テストセンターの受験案内は、個人メールアドレス宛に送信します。案内時期等は「8. 申込手続」をご参照ください。

◆合格発表について

合格発表は苅田町ホームページ及び町役場前の掲示板に掲示します。書面による通知は、第1次試験は合格者のみ、第2次試験以降は受験者全員に行います。

◆試験日の延期等の連絡について

自然災害の発生等により、試験日の延期や会場変更等に関する緊急のお知らせを行う場合があります。緊急のお知らせがある場合は、苅田町ホームページに掲載するとともに、受験申込時に記載された個人メールアドレス宛に送信します。

4. 試験科目、内容等

試験	試験区分	科目	内容
第1次試験	全試験区分共通	総合適性検査 (テストセンター方式)	①基礎能力検査 基礎的な知的能力及び学力を測定する五肢択一式の試験。言語・数理・論理・常識・英語から出題。試験区分により試験内容が異なる。 ②事務能力検査 実務の基礎となる基本的な処理能力を測定する試験。
第2次試験	全試験区分共通	個別面接	主に人柄等についての面接試験
	建築技術職 (大卒程度)	専門試験	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備及び建築施工に関する五肢択一式の試験
第3次試験	全試験区分共通	実務試験	職場での実務能力及び人柄等をみるもの

5. 試験結果の開示

試験結果の開示請求をする場合は、必ず受験者本人が本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証等)を持参の上、人事秘書課人事担当までお越しください。電話や郵送等による請求や、代理人による申請は受付していません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	不合格者	順位及び総合得点	合格発表日の翌日から 1 か月間
第2次試験	受験者		
第3次試験	受験者		

6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載します。(有効期間1年)
- (2) 採用は令和9年4月1日以降で、採用候補者名簿登載順に決定します。
登載順位が下位の人は採用が遅れる場合や、採用されないこともあります。(原則として6ヶ月間は条件付採用)

7. 給与(給料・諸手当)について

行政職(大卒程度)および建築技術職(大卒程度)は 247,104 円程度、行政職(社会人経験者)は、下記の例を参考にしてください。

いずれも、地域手当 4%を含めた金額です。また、学歴や経験年数等により調整されることがあります。このほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、これらの額は給与条例や規則の改正により変更されることがあります。

〈参考〉大学卒で、実務経験3年の場合の例

最大 259,168 円程度(地域手当 4%を含む)が支給されます。初任給の金額は、職務経験年数等により変動します。

8. 申込手続

原則、電子申請(インターネット)により申し込んでください。

電子申請ができない場合のみ、書面による申込みを受け付けます。書面による申込みを希望する場合は、人事秘書課人事担当までお問い合わせください。

電子申請の流れ

1. 次のものは電子申請の際に必要となりますので、事前に用意してください。

事前に用意するもの	要件、注意事項
パソコン、タブレット端末又はスマートフォン等の電子機器端末	—
メールアドレス	・迷惑メール等の設定をしている場合は「@mail.graffer.jp」、「@cbt-s.com」のドメイン及び「somu-jinji@town.kanda.lg.jp」から送信されるメールを受信できるよう設定してください。 ・受信容量に十分な空きがあるかを確認してください。
受験者の顔写真データ	次の要件をすべて満たすもの ・申込前6ヶ月以内に撮影したもの ・上半身脱帽正面向きで無背景である ・鮮明に撮影され、本人の平常時の顔である ・小さすぎず、頭の輪郭が全て収まっている ・アプリ等による写真加工をしていない

2. 荻田町ホームページ上の採用試験情報ページ内のリンクまたは下記の二次元コードから、電子申請画面にアクセスしてください。画面の指示に従い、申請者情報入力画面に必要事項を入力してください。



3. 申込手続が完了し、荻田町役場での受付が完了すると、「申請受付のお知らせ」メールが送付されます。このメールは必ず保管してください。

4. テストセンター受験申込に関することは、申込から5日以内に個人メールアドレス宛に送信予定です。メールの内容を確認のうえ、各自テストセンターの受験予約をおこなってください。
※希望する試験会場、日時に空きがない場合がありますので、受験予約は早めにおこなってください。

〈メールが届かない場合の注意事項〉

申込手続において、メールが届かない場合は、迷惑メール設定や受信容量等を確認のうえ、人事秘書課人事担当までお問い合わせください。ただし、通信障害やメール設定の不備等によるトラブルについては、一切責任を負いません。期間に余裕をもってお申し込みください。

9. 日本国籍を有しない人の採用及び採用後の任用に関すること

〈参 考〉

1. 受験資格について

消防職以外の試験区分については、日本国籍を有していなくても次のいずれかに該当すれば受験することができます。

- ・出入国管理及び難民認定法の規定による永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定による特別永住者

2. 採用後の職務について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使(許可、町税の賦課徴収、強制執行など住民の権利義務等を一方的に決定すること)または公の意思の形成への参画(行政施策の企画立案、予算の編成など政策的判断を伴う事務について決定すること)に携わる職に就くことはできない。」という公務員の任用の原則が適用されます。従って、上記基本原則にあたらぬ職に就くことになります。

3. 従事できない職について

荻田町では、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職について、概ね次のように定めています。

①公権力の行使に携わる職

ア 徴税吏員

イ 消防吏員

②公の意思の形成への参画に携わる職

ア 庁議(重要施策決定機関)を所管する管理職及び常時これに参画する管理職

イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職

ウ 町財政を所管する管理職

エ 各機関の人事を所管する管理職

〈申込み・問い合わせ先〉

荻田町役場 人事秘書課 人事担当

〒800-0392 荻田町富久町1丁目19番地1(役場庁舎3階)

開庁時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝を除く)

電話:093-434-1111(内線 313・314)

E-Mail:somu-jinji@town.kanda.lg.jp